

# 鳥取県動物愛護管理推進計画

～人と動物の調和のとれた共生社会の実現～



平成26年3月25日

鳥取県

# 目 次

計画について	
1 計画の趣旨	1
2 計画期間	1
計画の基本方針	2
計画を実施する基盤	2
施策と目標	5
施策別取り組み	
1 動物愛護精神の普及啓発	8
2 動物の収容・引取り数削減への取り組み	9
3 動物の返還・譲渡促進の取り組み	10
4 災害時対策	11
5 動物の適正飼養の指導・啓発	12
6 動物取扱業者の監視指導	14
7 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	15
計画の推進	16
統計資料	17

## 計画について

### 1 計画の趣旨

鳥取県動物愛護管理推進計画（以下、「計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本県における動物の愛護及び管理の推進に向けて、県・市町村・関係機関・県民が共通意識をもって相互に連携していくために、平成20年5月に策定し、この計画に沿って、動物愛護管理行政を進めてきました。

計画の中で、概ね5年後に計画の見直しを行うこととしており、平成24年9月に「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護管理法」）及び平成25年8月に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が改正されたこと並びに本県の動物を取り巻く状況の変化を踏まえて、計画の見直しを行いました。

### 2 計画の期間

本計画の適用期間は、平成26年度から平成35年度の10年間とします。

## 計画の基本方針

本計画では、「動物愛護の推進」及び「動物の適正飼養の推進」を2つの柱とし、人と動物との調和のとれた共生社会を目指し、致死処分ゼロを究極の目標とする施策を展開していきます。

### 基本方針1 動物愛護の推進

動物愛護は、動物の虐待防止や適正な取扱いだけでなく、動物を命あるものとして大切に思い、感謝と畏敬の念を抱いて接することにより社会における生命の尊重、友愛及び平和等の情操の涵養といった心の豊かさの実現にもつながります。

動物愛護に関する県民の理解は未だ十分とはいえない状況にあり、動物愛護推進のため、行政機関と動物愛護に取り組んでいる関係団体等が連携して、動物愛護精神の啓発や飼養できなくなった動物の新しい飼養者を探すための体制強化による譲渡推進などの施策を展開していきます。

### 基本方針2 動物の適正飼養の推進

動物の飼養者は、命ある動物の所有者又は占有者としての社会的責任を十分に自覚し、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するとともに、動物が人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないように努める必要があります。

しかしながら、一部において、近隣に与える影響を省みない飼養や安易な気持ちでの飼養などで、動物による迷惑問題や動物の飼養放棄・遺棄・虐待などの問題が依然として発生しています。

動物の適正飼養推進のため、飼養者に対する適正飼養や終生飼養の指導・啓発、動物取扱業者への適正飼養の指導などを関係団体とも連携して展開し、全ての動物が遺棄や虐待されることなく適正に終生飼養され、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することもない社会を目指します。

## 計画を実施する基盤

動物愛護管理に関する施策を行っていくためには、県・市町村、動物取扱業者、獣医師、ボランティア、関係団体、教育機関等の連携・ネットワーク化を円滑に行っていく必要があります。また、動物愛護推進協議会を設置し、施策の推進を図ります。

### ア 関係者の役割

#### (ア) 県

県は、動物取扱業の登録（届出）や監視指導、動物愛護管理に関する普及啓発、犬及び猫の引取り、負傷動物の収容、引取りや収容した動物の返還・譲渡、動物に起因する苦情・相談対応、動物の災害時対策など、本計画の実施主体としての役割を担います。

また、市町村の動物愛護管理施策や、動物愛護団体、ボランティアなどによる

地域に根ざした活動が県内全域で実施されるように支援し、本計画が着実に実施されるよう関係者間の調整等の役割も担います。

(イ) 市町村

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであり、課題解決には地域の実情に応じた対応が必要となります。

このような状況の中、市町村には動物愛護管理に関する普及啓発などを通じて、飼養者の社会的責任の自覚を促し動物の飼養に対する県民の理解を促進する役割を担っています。

また、災害時には、市町村が設置する避難所に動物を同行して避難してくる住民も想定されることから、避難所における動物の取扱いについて一定のルールを設け、必要に応じて物資の備蓄等を行う必要もあります。

(ウ) 県獣医師会

獣医師は、動物の治療に携わるだけでなく、人と動物が共生する社会を目指すうえで必要な動物の生態、習性及び生理に関する専門的知見を有しており、これらの知見に基づく助言等を行える立場にあります。

また、動物やその飼養者と身近に接することから、動物の繁殖制限措置や所有明示などの適正飼養や動物の感染症対策等についての普及啓発、虐待の疑いのある動物を発見した場合の通報等を行うことが求められています。

県獣医師会は、獣医師によるこれらの取り組みや独自事業を通じて、動物愛護管理に関する施策を推進する役割を担っています。

(エ) 動物愛護団体、ボランティア

地域における日々の活動や独自の取り組み等を通じて飼養者への支援や行政の施策への協力が期待されます。

具体的には、飼養者に対する適正飼養などの動物愛護管理に関する普及啓発、飼養者や行政の求めに応じた譲渡のあっせん、災害時における動物の避難・保護等に関する施策への協力などです。

(オ) 動物取扱業者

動物販売業等の動物取扱業者は、県民に健康な動物を提供するとともに、飼養者と動物がよきパートナーとなるようサポートするなどして人と動物の共生社会の実現の一翼を担う社会的役割を担っています。

このため、動物愛護管理法では、動物取扱業者に対して施設の適正な維持管理や動物の適正な取扱い、購入者・譲受者への動物飼養に関する重要事項の説明、取引状況の記録やその保存等について確実に実施することが求められています。

(カ) 学校等教育機関

学校等の管理者は、動物の飼養者としての責務を十分に自覚し、学校等で飼養されている動物の適正な飼養管理を行うとともに、児童又は生徒に対する動物愛護教育を行います。

(キ) 動物の飼養者（飼い主）

動物の飼養者は、法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じて生涯にわたり適正に飼養する責務があります。

そのためには、飼養前からその動物の特性を理解し、飼養や疾病治療に要する経費、繁殖を望まない場合の措置などについて十分理解して対応する必要があります。

また、動物の所有明示やしつけ、災害時に備えた餌の備蓄など避難に必要な準備は飼養者の責任として日頃から対応する必要があります。さらに、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域に受け入れられるよう主体的に行動することが求められます。

#### (ケ) 県民

人と動物が共生する社会は、動物に対して抱く感情は人により様々であることを前提として、「ペットも社会の一員」との認識のもと、地域の中で動物に好意を持つ人と持たない人の相互理解を深め、我慢や対立ではなく、受容と調和によりより良い関係を築いていく努力が求められています。

#### イ 関係者による連携や協力

動物に関わる全ての者が、各々の役割を自覚し、相互に連携・協力することで、各種施策を円滑に推進し計画目標の達成を目指します。

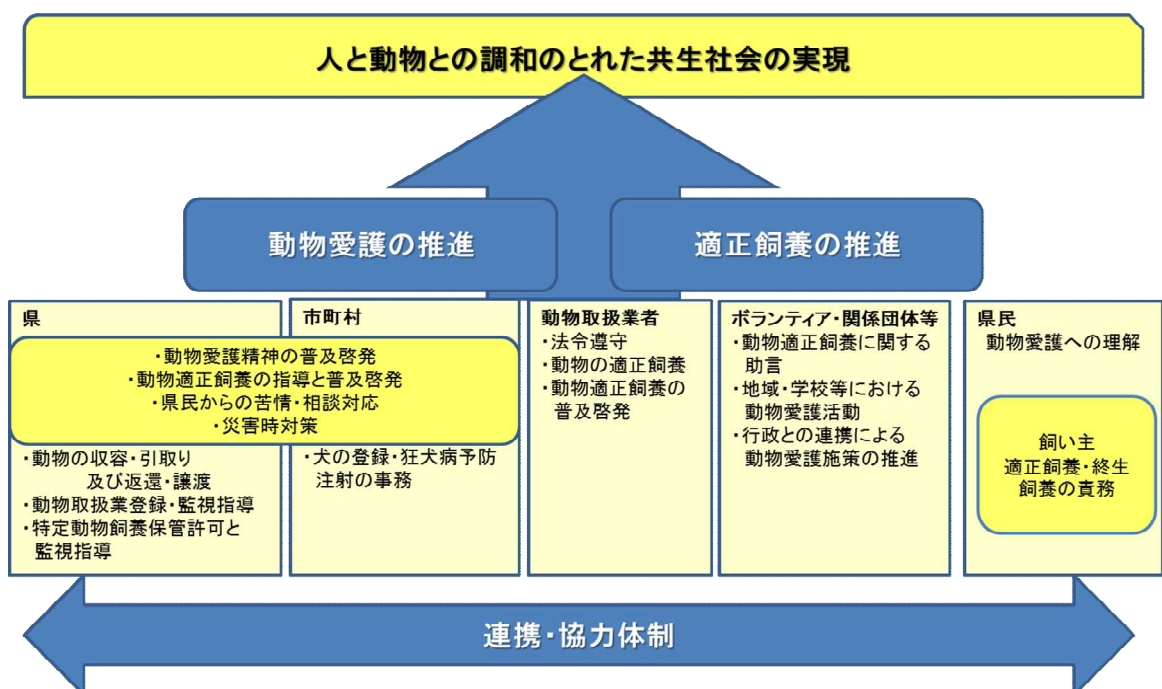
#### ウ 動物愛護推進協議会

動物愛護管理に関する意見の取りまとめや施策への提言など、動物愛護管理に関する協議・連携の場として、関係機関・団体等による動物愛護推進協議会を設置します。

#### エ 人材の育成

動物愛護の活動を行っている個人、団体の把握に努めるとともに、適宜意見交換を行いながら、適切な活動の促進を図ります。

また、地域や学校等で活動を行い、動物愛護管理の普及啓発の核となる個人やボランティア団体の育成を支援します。



## 施策と目標

### (1) 施策

基本方針を踏まえて、7つの具体的な施策に取り組みます

#### 基本方針1 動物愛護の推進

1. 動物愛護精神の普及啓発
2. 動物の収容・引取り数削減への取組み
3. 動物の返還・譲渡促進の取組み
4. 災害時対策

#### 基本方針2 動物の適正飼養の推進

5. 動物の適正飼養の指導・啓発
6. 動物取扱業者の監視指導
7. 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

### (2) 目標

「計画の基本方針」で掲げている究極の目標である“致死処分ゼロ”に向けて、県が収容や引取りを行った犬猫の致死処分頭数を半分以下に削減(平成24年度比)することを目標とします。

この目標の達成に向け、次に掲げる数値目標を定め各種施策を推進していきます。

項目		数値目標	
動物愛護団体及び関係機関と連携した動物愛護及び動物の適正飼養に関する講習会の開催回数		年10回以上	
特定動物飼養者及び動物取扱業者への立入検査 (監視指導計画を策定し計画的な立入検査を実施)		特定動物飼養施設	年1回以上
		動物取扱業者	年1回以上
収容・引取り数	犬(平成24年度 368頭)	平成30年度	300頭以下
		平成35年度	200頭以下
	猫(平成24年度 1,191頭)	平成30年度	900頭以下
		平成35年度	600頭以下
返還・譲渡率	犬(平成24年度 47%)	平成30年度	65%以上
		平成35年度	70%以上
	猫(平成24年度 2.2%)	平成30年度	10%以上
		平成35年度	15%以上
致死処分数	犬(平成24年度 195頭)	平成30年度	100頭以下
		平成35年度	60頭以下
	猫(平成24年度 1,165頭)	平成30年度	800頭以下
		平成35年度	500頭以下

## 数値目標の考え方

### 1. 収容・引取り数

本計画策定時（平成 20 年）、10 年間の具体的な目標として、「犬及び猫の引取り数」を 2,973 頭（平成 18 年）から 1,500 頭（平成 29 年）の概ね半分に削減することとしていましたが、この数値目標は既に達成しました。このことから、このたびの見直しにおいても、平成 35 年の収容引取り数の数値目標は、平成 24 年度の概ね半分に削減となる犬 200 頭、猫 600 頭とします。

### 2. 返還・譲渡率

平成 24 年度の犬の譲渡率は約 24%であり、関係機関との連携により譲渡を推進することで平成 35 年度までに譲渡率を倍以上の 60%とします。また、返還率は平成 24 年度と同程度の 40%と見込んでいます。これにより、返還と譲渡を併せた返還・譲渡率を 70%とします。

猫については、収容の大部分は負傷した猫であり、また、引取りの多くは幼弱な猫であることが実情です。今後は、治療体制の充実や長期収容などを行い、可能な限り生存の機会を与えるように努め、平成 24 年度の返還・譲渡率 2%を平成 35 年度には 15%とします。

#### （注）返還・譲渡率等について

- ・収容とは、飼い主不明の犬猫を県が保護・収容することをいいます。
- ・引取りとは、飼い主不明の犬猫を県民から引き取ることや犬猫を止むを得ない理由等により飼い主から引き取るといいます。
- ・返還とは、収容した犬猫を飼い主に返すことを言います。
- ・譲渡とは、飼い主に返還できなかった犬猫や引き取った犬猫を新しい飼い主に譲渡することをいいます。
- ・返還・譲渡とは、返還及び譲渡をいいます。

#### 〔参考〕

平成 24 年度の犬の返還率：112 頭（返還頭数）÷ 278 頭（収容頭数 + 飼い主不明な引取り頭数） = 40%

平成 24 年度の犬の譲渡率：61 頭（譲渡頭数）÷ 256 頭（引取り頭数 + 収容したもののうち返還できなかった頭数） = 24%

平成 24 年度の犬の返還・譲渡率：173 頭（返還・譲渡頭数）÷ 368 頭（引取り + 収容頭数） = 47%

平成 24 年度の猫の返還率：6 頭（返還頭数）÷ 884 頭（収容頭数 + 飼い主不明な引取り頭数） = 0.6%



平成 24 年度の猫の譲渡率：20 頭（譲渡頭数）÷ 1,185 頭（引取り頭数 + 収容したもののうち返  
還できなかった頭数） = 2%

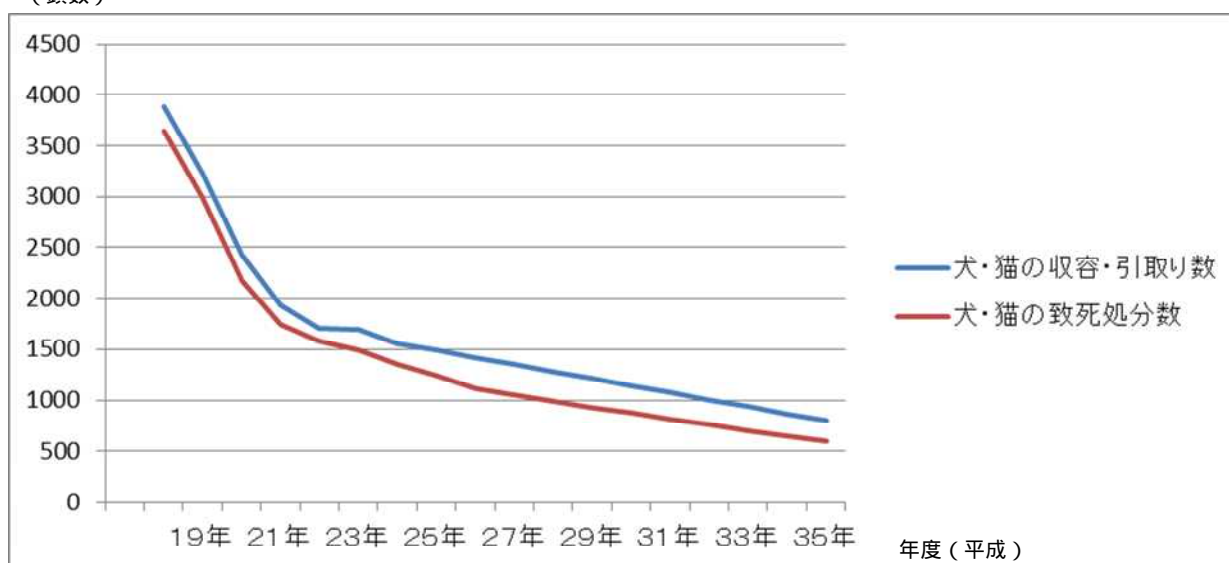
平成 24 年度の猫の返還・譲渡率： 26 頭（返還・譲渡頭数）÷ 1,191 頭（引取り + 収容  
頭数） = 2%

### 3 . 致死処分数

収容・引取り数の削減及び返還・譲渡率の向上等により、平成 24 年度の半分以下の  
犬 60 頭、猫 500 頭とします。

#### 目標達成のイメージ

（頭数）



## 施策別取組み

### 1 動物愛護精神の普及啓発

動物愛護団体等と連携を行い、動物とふれあう機会などを増やして県民の動物愛護意識の啓発を行い、人と動物が共生できる社会を目指します。

#### (課題)

動物愛護を推進していくためには、動物を命あるものとして大切に思い、感謝と畏敬の念を抱いて接する動物愛護の精神を、幅広い層の県民に対して、様々な機会を捉えて普及啓発していくことが必要です。

動物愛護精神の普及には、感受性の豊かな幼年期からの啓発が効果的であるため、幼稚(保育)園児や小学生を対象とした啓発活動に積極的に取り組むことが必要です。

#### 具体的な施策

##### (1) 動物愛護週間イベントの開催

動物愛護管理法で定められた動物愛護週間(9月20日～9月26日)を広く周知し、関係団体と連携したイベント等を通じて県民の動物愛護精神の向上を図ります。

##### (2) 学校等における啓発活動

動物愛護精神の涵養は幼児期での教育が重要です。動物愛護団体やボランティア、行政関係者により、小学校、幼稚園等において、動物とのふれあいを通じて動物愛護の精神を養う「ふれあい教室」の開催や動物愛護に関する分かりやすいパンフレットの配布などを行います。

##### (3) 動物愛護の普及啓発

市町村や県獣医師会等の関係団体と協力の上、動物愛護に関するポスター、リーフレットの掲示、配布、マスメディアを利用した広報、県ホームページなどによる普及啓発を行います。

## 2 動物の収容・引取り数削減の取組み

収容・引取り数を削減するため、飼養者への適正な終生飼養等の周知徹底を行い、致死処分数削減を目指します。

なお、平成 24 年に改正された動物愛護管理法では、所有者から引取りを求められた際、引取りを求める相応の事由がないと認められた場合は、都道府県等は引取りを拒否することができることが明記されました。

### (課題)

所有者不明の犬猫の収容や、飼えなくなった犬猫の引取りは年々減少傾向にありますが、依然として 1,000 頭以上と多い状況にあり、収容や引取りを減らす取組みが必要です。

飼養者のいない猫の収容・引取りは、幼齢期の猫が多いことから、みだりな繁殖を防ぐ取組みが必要です。

### 具体的な施策

#### (1) 終生飼養及び繁殖制限措置の指導

行政、獣医師、動物愛護団体等が連携して、動物の飼養者に対して、終生飼養や繁殖制限措置について指導を行います。また、万が一動物が飼えなくなった場合は、飼養者自らが新しい飼養者を探す努力を行うよう指導し、一層の譲渡促進を図ります。

#### (2) 逸走防止の周知

動物の飼養者に対して、飼養施設は逸走しない構造とし、常時点検や必要な補修を行うとともに、施錠の実施など、日頃から動物が逸走しないための対策を行うよう周知します。

#### (3) 動物購入時の周知

動物の飼養を行う前に、動物の特性や飼養に必要な環境について、動物取扱業者等による周知徹底を図ります。

#### (4) 飼養者のいない猫対策

飼養者のいない猫への効果的な対策が見出せずに苦慮している地域や子猫の引取件数の多い地域に対する助言を行い、飼養者のいない猫に対する繁殖制限措置の取組みなど、地域における対策を県や市町村、動物愛護団体等が県民と連携して推進します。

### 3 動物の返還・譲渡促進の取組み

鳥取県では、収容された動物の写真や特徴などを県のホームページ等を通じて公示し、飼養者を探して返還率を向上させる取組みを行っており、又、飼養者の見つからない犬猫について、過去に譲渡を希望した人へ連絡を取ったり県のホームページで飼養者募集を行うなど、返還・譲渡率の向上に取り組んでいますが、返還・譲渡の取組みをさらに推進し、致死処分数の削減を目指します。

#### (課題)

県が収容・引取りした犬の返還・譲渡率は47%、猫の返還・譲渡率は2.2%であり、致死処分を減少させるためには、収容・引取りを減らす取組みと併せて、返還・譲渡を推進する取組みが必要です。

他県で設置している返還・譲渡の中核施設である「動物愛護センター」の機能を関係団体と連携しながら構築する必要があります。

犬は、狂犬病予防法に基づく登録や鑑札や注射済票の装着が義務にもかかわらず、徹底されておらず、猫などの動物についても所有者明示がされていないケースが多いのが実情です。所有者明示は、マイクロチップや迷子札などがあり、迷子の防止のほかに、動物の飼養者としての自覚を促し、動物の遺棄や盗難を防止し、又、返還率の向上や災害時にも役立つことから推進していくことが必要です。

#### 具体的な施策

##### (1) 返還・譲渡の促進

県、市町村など行政機関と動物愛護団体等の関係団体が連携し、譲渡会等イベントの開催を行うほか、県が収容・引取りした犬猫の返還・譲渡情報についてホームページ等の各種媒体を活用した情報発信を強化することで返還・譲渡促進を図ります。

##### (2) 動物愛護団体と連携した譲渡等の推進

収容された動物の生存の機会を今まで以上に増やすため、動物愛護団体が設置した動物愛護施設との連携により、「収容された動物の長期飼養」「避妊去勢手術」「負傷動物の治療」などの取組みを行い、今まで以上に収容された動物の返還や新しい飼養者への譲渡促進を図ります。

##### (3) 所有者明示の推進

狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録、鑑札や注射済票の装着徹底を県・市町村・獣医師が連携して指導・啓発するとともに、出前講座やしつけ方教室、ホームページへの掲載等により動物のマイクロチップや迷子札などの所有者明示の重要性について普及啓発を進めます。

## 4 災害時対策

近年、全国各地で地震等の災害が多発していますが、放浪動物の収容や負傷動物の治療などの動物救護対策については、県民、行政、獣医師会、動物愛護団体など関係者の連携協力により行われるようになっていきます。

本県においても、災害が発生したときに備えて地域防災計画に動物の管理について定めるとともに、県及び市町村において緊急時の対応を定めていますが、十分な体制とは言えないのが実情です。

災害時の体制の強化を図るとともに、飼養者に対して災害時のための準備などについて普及啓発を進めます。

### (課題)

災害時に備え、飼養している動物の逸走防止措置、所有明示措置、同行避難が可能なしつけ等の準備に努めるよう、飼養者へ啓発する必要があります

災害発生時の避難所での受け入れ体制や県・市町村をはじめとする関係団体の支援体制等について、関係機関で協議し、あらかじめ検討しておく必要があります。

### 具体的な施策

#### (1) 災害時における動物の救護対策ガイドラインの作成

放浪犬及び負傷動物の収容と治療、危険動物の逸走に係る対応、救援物資の調達や保管、人獣共通感染症対策、被災地市町村からのペット同伴避難に関する指導助言、県・国・他自治体等との連携などを定めた救護対策ガイドラインを作成します。

#### 【具体的な内容】

- ・市町村により設置される避難所へ同伴避難した場合の受入体制や運営のルール作り
- ・被災地から保護収容した動物の管理方法
- ・逸走した動物の保護、負傷動物の治療や救護等に関する獣医師会や動物愛護団体など関係者との連携による実施体制の整備 など。

#### (2) 飼養動物の所有者への周知

動物の所有者に対し、災害が発生した際に重要となる逸走防止措置や所有者明示等の実施と、非常用ペットフードの備蓄や被災時の飼養動物の管理方法等、災害に対する備えについて、普及啓発を推進します。

## 5 動物の適正飼養の指導・啓発

収容された動物の中には、安易に飼養した動物を遺棄するケースや避妊去勢手術を行わず増えてしまった動物を遺棄するケースがあり、全国的には虐待事例の報告もあります。改正された動物愛護管理法では虐待の具体的な例示がされ、獣医師が虐待を発見した際は関係機関への通報が規定されました。

これらの問題を未然に防ぎ、人と動物との調和のとれた共生社会を目指します。

### (課題)

家庭でペットを飼養することが一般的となっていますが、それに併せて動物による人への危害や迷惑、生活環境の悪化についての苦情が年間1,400件以上寄せられており、飼養者への適正飼養の啓発が必要です。

### 具体的な施策

#### (1) 動物適正飼養講習会の開催

動物を最後まで適正に飼養するための知識や、「終生飼養」「繁殖制限」「動物の逸走防止」「所有者明示措置」について、講習会を開催して周知・指導を行います。

#### (2) 学校等での適正飼養

小学校や幼稚園等では、動物とのふれあいを通じて動物愛護の精神を向上させる目的で動物を飼養していますが、これらの動物についても、適正な飼養管理が必要です。学校等の施設についても、動物愛護団体などと協力して適正飼養の周知徹底を図ります。

#### (3) 特定動物飼養者への立入指導

特定動物(危険動物)については、人への危害防止の観点から、災害時等の対応も想定しながら、普段から適正な管理を徹底することが求められています。県では、危害防止の観点から定期的に特定動物飼養者への立入指導を実施します。

( 4 ) 遺棄・虐待防止の指導・啓発

動物取扱業者、獣医師、動物愛護団体と連携し、県民に対して、安易に動物の飼養を行わないよう普及啓発するとともに、飼養された動物の終生飼養・繁殖制限措置の対策が徹底され、動物が遺棄されることや飼養できなくなることがないように普及啓発を図ります。

また、遺棄・虐待の事案が発生した場合は、警察等と連携し、迅速な対応を図ります。

( 5 ) 関係団体と連携した普及啓発

市町村や県獣医師会等と連携して、適正飼養に関する情報や人獣共通感染症等の最新の知見について、ポスター、リーフレットの配布、マスメディアを利用した広報、県ホームページへの掲載等による周知啓発を行います。

## 6 動物取扱業者の監視指導

平成 25 年 9 月に改正施行された動物愛護管理法において、動物取扱業が二つに分類され、従来の営利を目的とした登録が必要な動物取扱業を「第一種動物取扱業」、営利を目的とせず、飼養施設を設置し、動物の譲渡等を業として行う者を「第二種動物取扱業」として新たに届出制度ができました。その他にも、動物取扱業者から購入者への適切な説明の徹底、幼齢な犬猫の販売のための引渡し及び展示の禁止といった、適正な終生飼養を目的とする具体的な規定が定められました。

これらの規定に基づき、動物取扱業者において、動物の愛護及び適正飼養管理の実行が確保されるとともに、社会全体に対する動物愛護管理の啓発窓口としての役割が果たされることを目指します。

### (課 題)

動物取扱業者による法令順守などの自主管理の推進と県による計画的な監視や指導・助言などによる動物愛護管理法の適正な運用が必要です。

県民に対して、幼齢な犬猫の販売の禁止等の動物取扱業の基準や、動物取扱業には登録が必要であることなどの法制度について正しい知識の普及啓発が必要

### 具体的な施策

#### (1) 動物愛護管理法の遵守による動物取扱業者の水準向上

- ・動物取扱業者に対して、監視指導計画を定めて計画的に立入検査を実施し、新たに設けられた基準等の適正な実施等について指導を行います。
- ・動物取扱責任者に対して実施している研修内容を充実し、法令に基づく規定等の周知徹底の他に新たな知見や技術を提供し、業界全体の水準向上を目指します。

#### (2) 県民による通報体制の充実

市町村、動物取扱業者等と連携し、顧客側である県民に対し、法制度（動物取扱業の登録制度、動物取扱業者が遵守すべき基準）と県が通報窓口であることを周知し、違法営業等の排除など監視・指導体制の充実を図ります。



## 7 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

実験動物の飼養管理等については、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成25年8月30日環境省告示第84号。以下「実験動物飼養保管等基準」という。)において、自主管理を基本として適正化を図るための基準が示されています。

その中でも、代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinementのいわゆる「3Rの原則」は、実験動物の取扱いの基本的考え方として、科学的な利用の目的を達することができる範囲において遵守することが求められています。

また、動物愛護管理法では、産業動物も適正に取り扱うことが求められており、産業動物の飼養及び保管に関する基準(平成25年8月30日環境省告示第85号)において、必要な基準が示されています。産業動物についても、命あるものとして、過度の苦痛を与えたり、周辺の県民等の生活環境に支障を生じさせることのないよう、関係団体と連携して、その管理者及び飼養者に対して適正飼養管理の指導・啓発を図ります。

### (課題)

実験動物及び産業動物についても、適正な取扱いが行われるよう、飼養保管を行っている施設の実態把握に努め、管理者等に適正飼養を周知徹底していくことが必要です。

### 具体的な施策

#### (1) 実験動物取扱い施設への周知

県内において実験動物を用いて研究等を行い、その飼養保管を行っている施設について、実態の把握に努めるとともに、実験動物飼養保管等基準の内容について周知を図り、「3Rの原則」の遵守を求めていきます。

#### (2) 産業動物飼育施設への周知

県内の畜産農家等へ、関係機関等と連携し「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知を図ります。また、災害時への対応について関係機関と情報共有の上、畜産農家等への助言を行います。

## 計画の推進

### 1. 計画の周知

本計画については、市町村、関係機関等と連携の上、広報紙やホームページなどを活用して、広く県民に周知します。

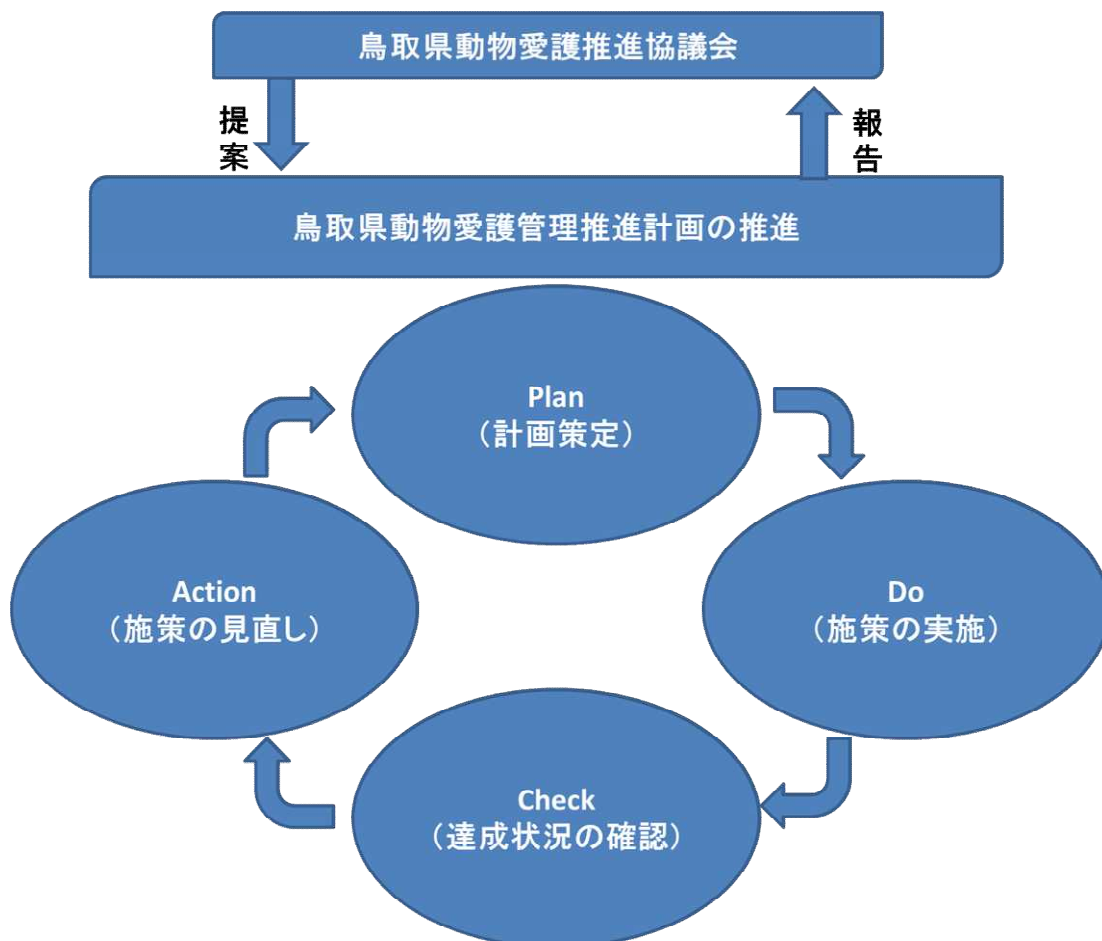
### 2. 計画の推進

計画をより良く推進していくためには、県・市町村・関係機関や愛護団体等との連携が不可欠であり、動物愛護の取り組みや感染症などの新しい知見について、情報共有を行い、協力体制を推進します。また、県民の意見や情報を積極的に収集し、施策への反映に努めます。

### 3. 計画の進行管理

本計画の進行管理は以下に示す PDCA サイクルに従い、毎年度、施策の実施状況及び目標の達成状況について点検を行います。

また、計画の進捗状況を評価の上、5年後（平成 30 年度）を目途に計画の見直しを行います。



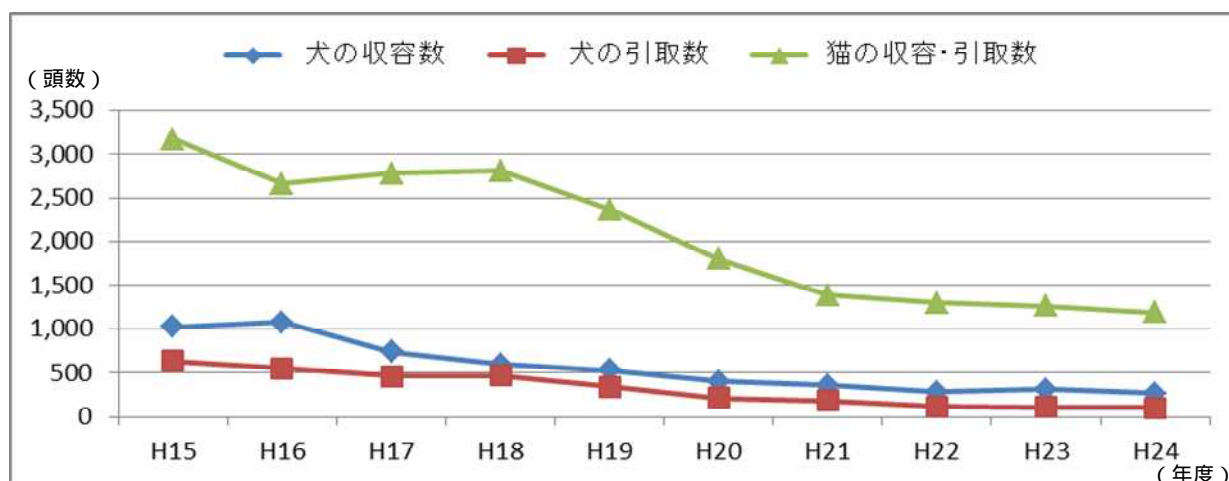
## 統計資料

## 1 犬猫の収容及び引取りの状況

犬猫の収容及び引取りは10年前と比較して大幅に減少しており、平成20年度に策定した「鳥取県動物愛護管理推進計画」のなかで、犬猫の引取り数を平成29年度までに1,500頭までに減らすよう目標を掲げていましたが、平成24年度の引取り数は1,198頭であり目標を達成しています。今後もさらなる収容、引取り数の削減を推進していきます。

### 犬・猫の収容数及び引取り状況（平成15年度～平成24年度）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
犬の収容数	1,021	1,075	743	598	530	404	357	287	316	265
犬の引取り数	633	555	466	473	340	218	183	115	114	103
猫の収容・引取り数	3,170	2,664	2,783	2,813	2,364	1,799	1,390	1,301	1,261	1,191



### 犬・猫の引取りの内訳（平成24年度）

	成犬	子犬	成猫	子猫	合計
所有者からの引取り	79	11	89	218	397
所有者の判明しない引取り	12	1	167	621	801
合計	91	12	256	839	1198

## 2 犬・猫の返還、譲渡及び致死処分の状況

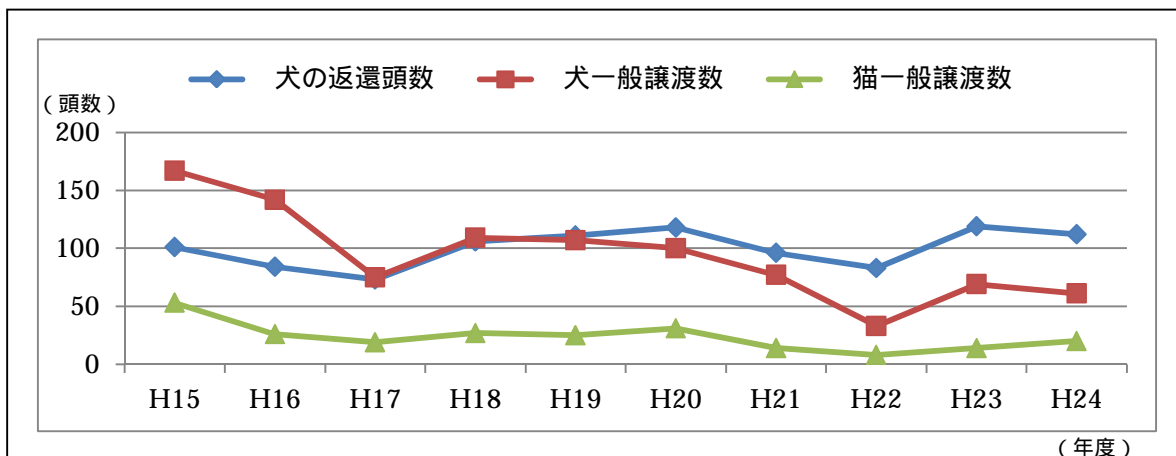
県で収容した犬猫のうち所有者へ返還した頭数に大きな変動はありませんが、収容・引取り頭数の減少により犬猫の致死処分数は減少傾向にあります。  
 今後も致死処分数の削減のため、返還や譲渡を推進していくこととしています。

### 犬・猫の返還・譲渡・致死処分の状況（平成 15 年度～平成 24 年度）

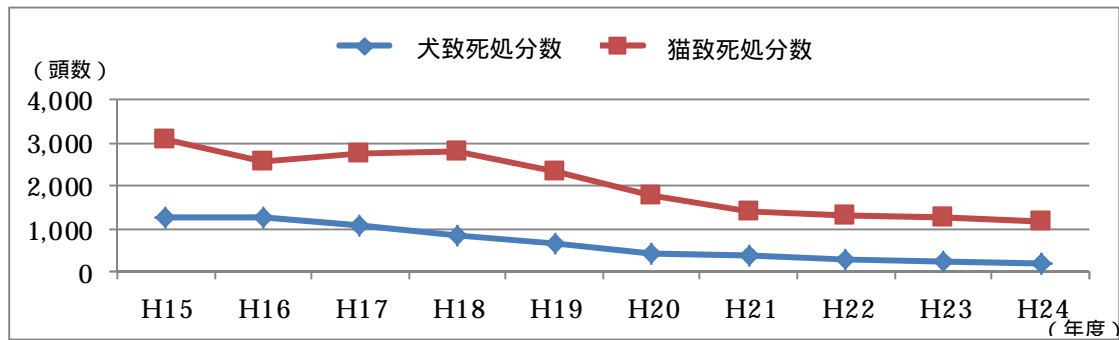
平成（年度）	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
犬	返還数	101	84	73	106	111	118	96	83	119	112
	一般譲渡数	167	142	75	109	107	100	77	33	69	61
	他の譲渡数	108	144	0	0	0	0	0	0	0	0
	致死処分数	1,278	1,260	1,061	856	652	404	367	286	242	195
猫	一般譲渡数 及び返還数	53	26	19	27	25	32	15	8	14	26
	他の譲渡数	57	86	0	0	0	0	0	0	0	0
	致死処分数	3,060	2,552	2,764	2,786	2,339	1,767	1,375	1,293	1,247	1,165

他の譲渡数は、実験動物としての譲渡数。平成 17 年度以降、中止。

### 犬・猫の返還・一般譲渡状況（平成 15 年度～平成 24 年度）



### 犬・猫の致死処分状況（平成 15 年度～平成 24 年度）



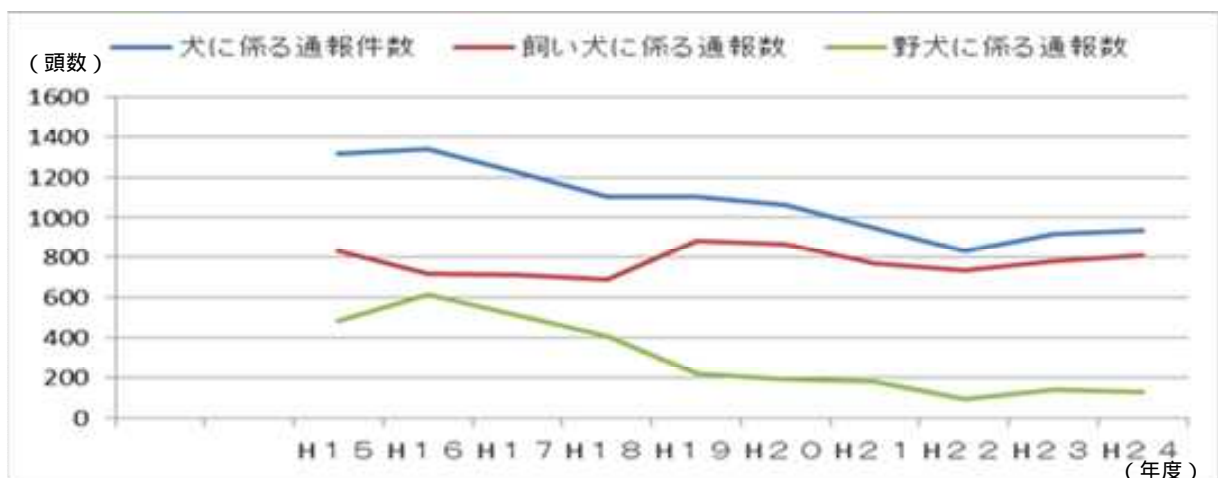
### 3 犬・猫の苦情の通報状況

犬に関する苦情等の通報件数は減少傾向にありますが、減少しているのは野犬に関する通報件数であり、飼い犬に関する通報件数は、年間 700 件～900 件で推移しています。猫に関する苦情等の通報件数は年間 300～600 件で推移しています。

今後、犬の飼養者に対し、適正飼養管理について一層徹底していくことが必要です。また、野犬に関する通報件数や捕獲頭数は減少傾向にありますが、依然として野犬や放し飼いの犬による咬傷事故が発生しています。

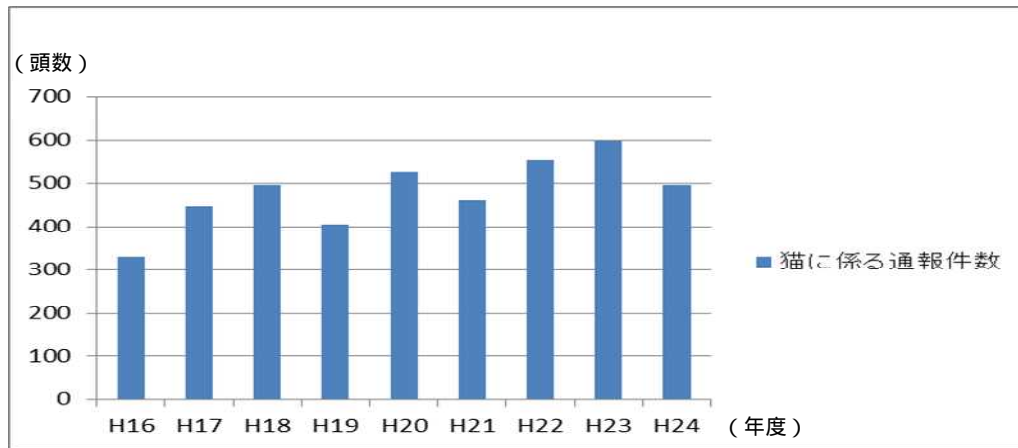
### 犬に係る通報件数（平成 15 年度～平成 24 年度）

平成(年度)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
犬に係る通報件数	1,314	1,336	1,222	1,105	1,103	1,063	949	832	921	937
飼い犬に係る通報数	833	720	712	693	885	869	769	738	783	808
野犬に係る通報数	481	616	510	412	218	194	180	94	138	129



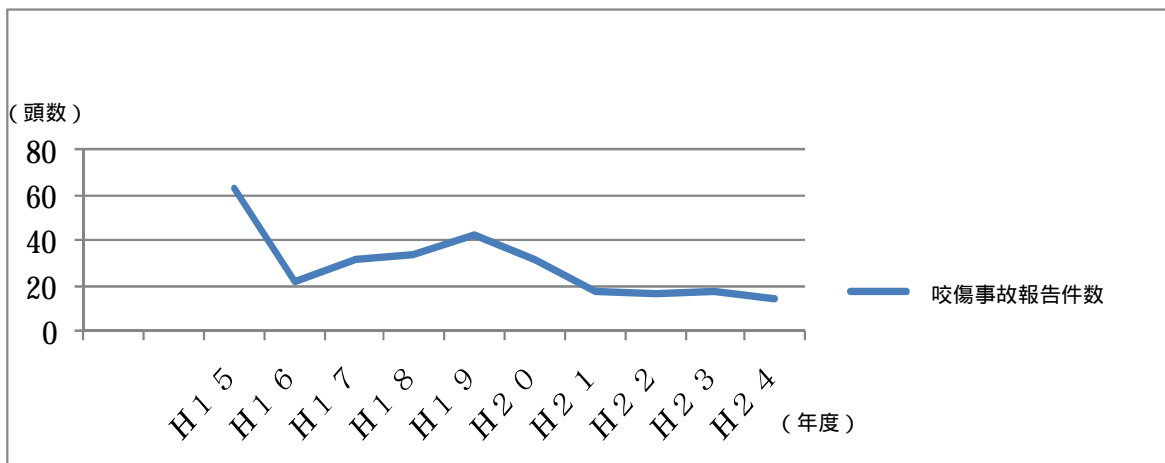
### 猫に係る通報件数（平成 16 年度～平成 24 年度）

平成（年度）	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
猫に係る通報件数	331	447	496	406	526	460	554	600	496



### 犬による咬傷事故報告件数（平成 15 年度～平成 24 年度）

平成（年度）	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
咬傷事故報告件数	63	22	32	34	42	32	18	16	18	14



#### 4 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況

犬の所有者には、市町村での飼い犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射の接種等が、狂犬病予防法で義務付けられています。狂犬病は、万一発生し蔓延した場合、犬のみならず人にも重大な健康被害をもたらす恐ろしい病気です。

狂犬病の蔓延を防ぐためのこうした義務を果たすことは、動物愛護管理法や県条例で定められている動物の健康及び安全の保持や動物による人の生命、身体及び財産の侵害の防止といった動物の所有者の責務となっています。

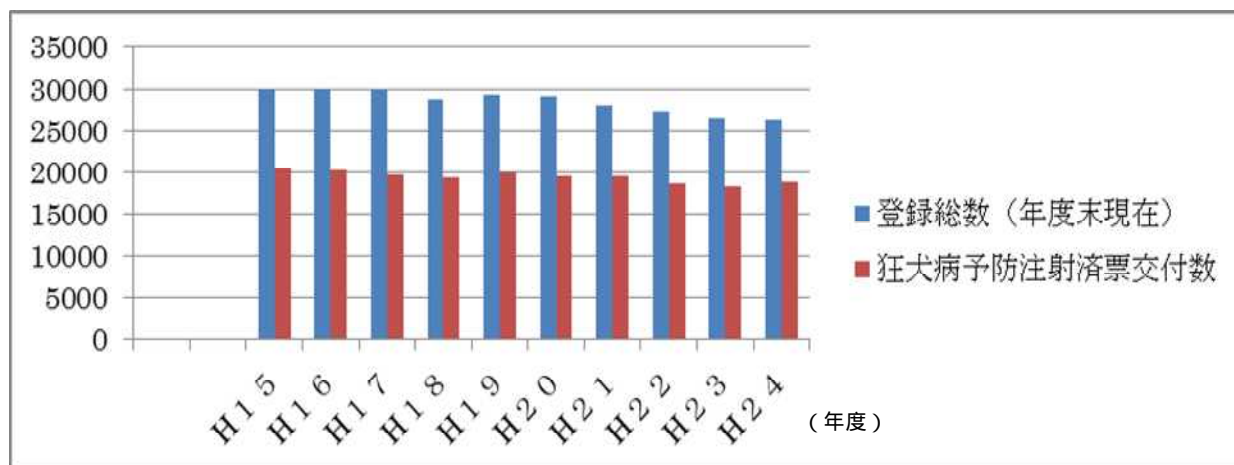
しかしながら、本県の登録犬のうち、狂犬病予防注射の接種を受けて注射済票を交付されている犬の割合は、70パーセント前後で推移しています。

また、必ずしも飼い犬の登録が徹底されているとはいえません。

犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付数（平成15年度～平成24年度）

平成(年度)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
登録総数(年度末現在)	29,989	30,025	29,908	28,850	29,306	29,140	28,069	27,283	26,536	26,351
狂犬病予防注射済票交付数	20,356	20,216	19,691	19,353	19,798	19,477	19,515	18,591	18,275	18,830
狂犬病予防注射接種率(%)	68	67	66	67	68	67	70	68	68	71

(頭数)





## 5 動物取扱業の登録状況

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん業、譲受飼養業によって営利を得る動物取扱業者は、動物愛護管理法により、県知事の登録を受けることが義務付けられています。県内の動物取扱業者の登録件数は、平成24年3月31日時点で、148施設あり、業種別に見ると延べ196施設となっています。

動物取扱業者登録数（平成24年3月31日時点）

動物取扱業 総事業所数	動物取扱業登録業種別内訳							業種別 内訳計
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん業	譲受 飼養業	
148	70	78	3	24	21	0	0	196

## 6 特定動物（危険動物）の飼養状況

動物愛護管理法で指定された特定動物（危険な動物）を飼養し、又は保管する場合は、県知事の許可を受けることが義務付けられています。

県内では、平成24年3月31日現在で、マカク85頭、オナガザル3頭、ボアコンストラクター10匹の計98頭（匹）が、10施設で飼養されています。

特定動物（危険動物）については、人への危害防止の観点から、災害時等の対応も想定しながら、日頃から適正な管理を徹底することが求められています。

特定動物飼養施設数及び飼養数（平成24年3月31日時点）

マカク（サル）		オナガザル		ボアコンストラクター（ヘビ）	
施設数	飼養数	施設数	飼養数	施設数	飼養数
5	85	1	3	4	10